

二松学舎大学大学院学則（昭和41年3月18日制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学院は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（課程）

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。

4 博士前期課程（修士課程）において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。

（課程の趣旨）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第2章 研究科

（研究科及び専攻）

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

文学研究科	国文学専攻
	中国学専攻
	歴史文化学専攻
国際政治経済学研究科	国際政治経済学専攻
国際日本学研究科	国際日本学専攻

2 博士前期課程（修士課程）において、第2条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第8条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科履修規程の定めるところにより、標準年限を1年とする履修上のコース（以下「1年制コース」という）を置くことができる。

（教育研究上の目的）

第4条の2 文学研究科は、国文学、中国学及び歴史文化学の3専攻を設け、東アジア地域を中心とし

た学術・文化の研究を推進し、その蘊奥を授けて研究後継者の育成を図り、学界・教育界・国際社会に通用する優れた人材を養成することを目的とする。修士課程又は前期課程のみの修了者に対しては、高度な専門的学識を有する教員・職業人の養成を図り、生涯教育の一環としてより豊かな教養の場を社会に提供する。

- 2 国際政治経済学研究科は、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通暁し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。
- 3 国際日本学研究科は、現代日本文化を中心とした東アジア地域文化研究を基礎として、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国際的に活動できる逞しい人材の養成を目的とする。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、本学の専任教員がこれを行う。ただし、特別の事情があるときは、兼任の教員に担当させることがある。

(事務職員)

第6条 本大学院に、必要な事務職員を置く。

第4章 定員

(定員)

第7条 本大学院の定員は、次のとおりとする。

文学研究科		入学定員	収容定員
国文学専攻	博士前期課程	12人	24人
	博士後期課程	5人	15人
中国学専攻	博士前期課程	12人	24人
	博士後期課程	5人	15人
歴史文化学専攻	修士課程	8人	16人
国際政治経済学研究科			
国際政治経済学専攻	修士課程	10人	20人
国際日本学研究科			
国際日本学専攻	修士課程	20人	40人

第5章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第8条 本大学院の教育研究は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条の2 各研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目)

第9条 本大学院各研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表第一のとおりとする。

(必要単位数及び履修方法)

第10条 学生は、別表第一及び各研究科が定める履修規程に規定された履修要件に基づき、次の単位数を修得しなければならない。

文学研究科

修士課程及び博士前期課程 30 単位以上

博士後期課程 12 単位以上

国際政治経済学研究科

修士課程 30 単位以上

国際日本学研究科

修士課程 30 単位以上

2 学生は、授業科目の履修にあたっては、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院における授業科目の履修)

第 11 条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学の大学院又はこれに相当する研究機関を含む）との協議により、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(本大学院入学前の既修得単位の認定)

第 11 条の 2 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、15 単位（ただし、本大学院の科目等履修生として修得した単位を含む場合は 17 単位）までとし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(他大学院における修得単位及び本大学院入学前の既修得単位の認定の上限)

第 11 条の 3 第 11 条及び第 11 条の 2 の規定により本大学院で修得したものとみなす単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(研究指導の委託)

第 12 条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所と予め協議の上、その大学院等における研究指導を受けさせることができる。

(単位の認定)

第 13 条 履修科目の単位の認定は、試験その他の方法によって行う。

(試験及び成績の評価)

第 14 条 試験は、研究科委員会の定める方法によって行う。

2 成績は、S (100～90 点)・A (89～80 点)・B (79～70 点)・C (69～60 点)・D (59～0 点) の 5 級に分ち、S・A・B・C を合格とする。なお、他大学等による単位の認定は Z と表記する。

3 成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、G P A (Grade Point Average) を用いる。G P A は単年度及び通算の 2 通りを算出する。

4 前項に定める G P A は、成績評価のうち、S に 4.0、A に 3.0、B に 2.0、C に 1.0、不合格の成績評価に 0 をそれぞれ成績評価係数として与え、各授業科目の単位数にその成績評価係数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Z として表記された科目は除く。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第15条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年（1年制コースにあつては、1年）以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第11条の2の規定により、本大学院入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位を本大学院で修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、少なくとも1年以上は、本大学院修士課程又は博士前期課程に在学するものとする。
(博士課程の修了要件)

第16条 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に5年以上（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）在学すれば足りるものとする。

2 1年制コースを修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第17条 本大学院に在籍できる最長年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年とする。

2 第2条第4項に定める博士前期課程（修士課程）の在学期間は、2年を超えることができない。

3 第32条の規定により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

(学位の種類及び授与)

第18条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科

国文学専攻	修士（文学）
	博士（文学）
中国学専攻	修士（文学）
	修士（日本漢学）
	博士（文学）
	博士（日本漢学）

歴史文化学専攻 修士（歴史文化学）

国際政治経済学研究科

国際政治経済学専攻 修士（国際政治経済学）

国際日本学研究科

国際日本学専攻 修士（文学）

2 学位に関する規則は、別に定める。

（課程によらない者の博士の学位授与）

第 19 条 大学院の課程を修了しない者であっても、本大学院に博士論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

第 7 章 運営組織

（研究科委員会）

第 20 条 本大学院研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の構成及び運営等については、別に定める。

（研究科長）

第 21 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。

（研究科委員会の審議事項）

第 22 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、その審議結果を当該研究科委員会の意見として、学長に述べるものとする。

一 学生の入学、課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（専攻主任）

第 23 条 研究科の専攻に、専攻主任を置く。

第 8 章 入学、休学、復学、退学、転学

（入学の時期）

第 24 条 入学の時期は、年度の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が必要と認めた場合は、年度の始め及び秋学期の始めにそれぞれ入学させることができる。

（入学の資格）

第 25 条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校

教育における 16 年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入學させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

十 本大学院において学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院博士後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本大学院において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

七 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
（入学検定の手続）

第 26 条 本大学院に入学または編入学を志願する者は、所定の書式による書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

（入学の許可）

第 27 条 入学試験合格者のうち、指定の期日までに所定の手続きを経た者に、学長が入学を許可する。
（保証人）

第 28 条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

2 保証人として不適当と認めるときは、変更を命ずることがある。

3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

4 保証人が死亡、その他の事由でその責任を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

5 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

第 29 条 病気その他の事由で休学しようとする者は、所定の手続きを経て休学することができる。

- 2 休学は、原則として1年以内とする。ただし、休学理由の事情等を勘案し、学期単位で引続き休学を許可することがある。
- 3 休学期間は、通算して、修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 30 条 休学中の者が復学しようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

- 2 休学者の復学は、各学期の始めとする。

(退学)

第 31 条 病気その他の事由で退学しようとする者は、保証人連署の上、所定の手続きを経なければならない。

(再入学)

第 32 条 正当の理由で退学した者が再入学を志願した時は、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部または一部を再び履修させることがある。

(転学等)

第 33 条 他の大学院から転入学を希望する者がある時は、研究科委員会において審査の上、これを許可することができる。

- 2 本大学院の学生で、他の大学院に転学しようとする者は、事前に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 34 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 所定の学生納付金等を納付しない者
- 二 在学できる年数を超えた者
- 三 正当な事由がなく3か月以上修学しない者
- 四 届け出等により死亡が確認された者

(入学、再入学及び転学の許可)

第 35 条 入学、再入学及び転学の許可は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 9 章 学生納付金等

(学生納付金等)

第 36 条 学生納付金及び入学検定料は、別表第二のとおりとする。

- 2 学生納付金は、指定期日までに納入しなければならない。ただし、授業料、施設費については、別に定めるところにより分納することができる。
- 3 休学を許可された者は、休学期間に応じて別表第二に定める在籍料を納入するものとする。
- 4 前項に規定する在籍料を含めた学生納付金等の扱いは別に定める。

(納付した授業料等)

第 37 条 既に納入した学生納付金及び入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学試験合格者のうち、指定した期日までに入学辞退届を提出した者には、入学金を除く学生納付金を返還することができる。

(学位論文審査料)

第 38 条 学位論文審査料は、別に定める。

第 10 章 委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生

(委託研修生)

第 39 条 公の機関・団体又は外国政府等から本大学院の授業科目の履修又は研究指導の委託があるときは、本学則第 24 条から第 27 条に規定される正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、許可することができる。

- 2 委託研修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受けた者には、受講科目について証明書を交付することができる。
- 4 委託研修生の委託料は、別表第三のとおりとする。

(科目等履修生)

第 40 条 本大学院の授業科目について科目等の履修を希望する者があるときは、正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、履修を許可することができる。

- 2 履修科目について試験を受け合格した者には、科目等履修証明書を交付する。
- 3 科目等履修生には、履修した授業科目につき単位の認定を行うことができる。
- 4 科目等履修の期間は、1 年とする。
- 5 科目等履修生の学生納付金は、別表第三のとおりとする。

(研究生)

第 41 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生については、別に定める。

(外国人留学生)

第 42 条 本学則第 25 条に該当する外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。ただし、講義を理解するに足る日本語の素養を必要とする。

(委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生の準用規定)

第 43 条 本章に定めるほか、委託研修生・科目等履修生・研究生及び外国人留学生については、本学則の規定を準用する。

第 11 章 交流学生

(交流学生の受託)

第 44 条 他大学の大学院の学生で、本大学院の修士課程又は博士前期課程において授業科目を履修しようとする者、及び博士後期課程において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、交流学生として入学を許可することがある。

- 2 交流学生については、別に定める。

第 12 章 教員免許状

(教員免許状の種類)

第 45 条 本大学院で取得できる教員免許状の種類は、次のとおりである。

国文学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道
	中学校教諭専修免許状	国語

中国学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道・中国語
	中学校教諭専修免許状	国語・中国語
歴史文化学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	中学校教諭専修免許状	社会
国際政治経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	中学校教諭専修免許状	社会

(免許状の所要資格)

第 46 条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者及び、中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、本学則第 15 条に規定する要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

第 13 章 学年、学期、休業日

(学年及び学期)

第 47 条 本大学院の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、秋学期に入学した者の学年は、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わるものとする。

2 学年は、次の 2 期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の意見を聴いて、前項の春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

4 前項に規定する変更を行った場合の各学期のそれぞれの期間は、当該年度の学年暦において定める。この場合、第 1 項に規定する学年の始期及び終期は、それぞれ変更後の学期の始期及び終期に合わせるものとする。

(休業日)

第 48 条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 創立記念日 (10 月 10 日)

三 春期休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

四 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 23 日まで

五 冬期休業 12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで

2 前項三号から五号までに定める休業日は、必要に応じて変更することができる。

3 特別の必要があるときは、休業期間中でも授業を行うことがある。

第 14 章 賞 罰

(褒 賞)

第 49 条 学生にして品行方正、学術優秀、志操堅固な者は、これを褒賞する。

(懲 戒)

第 50 条 学生が本学則に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が懲戒処分に付す。

2 懲戒は、その軽重により、訓戒、停学、及び退学の 3 種とする。

- 3 次の各号の一に該当する者は、退学させる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学業劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

附 則

- 1 本学則は昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 本学則は昭和 42 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 3 本学則は昭和 46 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 46 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 4 本学則は昭和 47 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 47 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 5 本学則は昭和 49 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 49 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 6 本学則は昭和 50 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 50 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 7 本学則は昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 51 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 8 本学則は昭和 52 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 52 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 9 本学則は昭和 53 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 53 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 10 本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 54 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 11 本学則は昭和 55 年 4 月 1 日から一部改正実施する。但し授業料については、昭和 55 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 12 本学則は昭和 56 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 56 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 13 本学則は昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 57 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 14 本学則は昭和 58 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 58 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 15 本学則は昭和 59 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 16 本学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 4 項の改訂事項については、現に在学する者には適用しない。
- 17 本学則は昭和 62 年 4 月 1 日から一部改正施行する。ただし、授業料については、昭和 62 年度入学者から適用し、現に在学する者には適用しない。
- 18 本学則は昭和 64 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、授業料については、昭和 64 年度入学者から適用し、現に在学する者には適用しない。
- 19 本学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第二については平成 2 年度入学者から適用

し、現に在学する者については従前の規定による。

- 20 本学則は平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第二については平成3年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。
- 21 本学則は平成4年1月1日から施行する。ただし、別表第二の学生納付金については平成4年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成3年12月17日)
- 22 本学則は平成5年4月1日から施行する。(平成5年3月16日)
- 23 本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第二の学生納付金については平成6年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成5年7月13日)
- 24 本学則は平成6年10月20日から施行する。(平成6年10月20日)
- 25 本学則は平成7年4月1日から施行する。(平成7年3月16日)
- 26 本学則は平成8年4月1日から施行する。(平成7年12月19日)
- 27 本学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第二については平成9年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成9年3月18日)
- 28 本学則は平成10年4月1日から施行する。(平成9年12月19日)
- 29 本学則は、平成11年4月1日から施行する。(平成11年2月23日)
- 30 本学則は、平成12年4月1日から施行する。(平成11年7月13日)
- 31 本学則は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年1月25日)
- 32 本学則は、平成13年4月1日から施行する。(平成12年12月21日)
- 33 本学則は、平成13年4月1日から施行する。(平成13年3月21日)
- 34 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第一については平成15年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成16年3月23日)

- 35 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する国際政治経済学研究科の必要単位数及び別表第一については、平成16年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成17年3月22日)

- 36 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日)

- 37 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第二の「施設費」については平成18年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成18年3月22日)

- 38 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する文学研究科博士前期課程の必要単位数及び別表第一の履修要件については、平成18年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成19年3月27日)

- 39 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日)

- 40 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日)

- 41 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成 22 年 2 月 28 日）

42 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 24 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 25 年 2 月 26 日）

43 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条第 3 項及び別表第二については、現に在学する者については、平成 26 年 4 月 1 日から適用し、平成 25 年度の扱いは従前の規定による。

附則（平成 26 年 2 月 25 日）

44 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 26 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 27 年 3 月 24 日）

45 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 27 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 27 年 4 月 28 日）

46 本学則は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。ただし、別表第二については、平成 28 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 29 年 3 月 21 日）

47 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項に規定する学位のうち「博士（日本漢学）」及び「修士（日本漢学）」の授与については平成 29 年度入学者（再入学者を含む）から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 30 年 3 月 28 日）

48 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 30 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（平成 31 年 3 月 26 日）

49 本学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、2019 年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附則（2020 年 2 月 25 日）

50 本学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2021 年 3 月 23 日）

51 本学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2021 年 3 月 23 日）

52 本学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、研究科新設（国際日本学研究科）に係る経過措置として、2022 年度については国際日本学研究科の収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《2022 年度》

国際日本学研究科	入学定員	収容定員
国際日本学専攻 修士課程	20 人	20 人

附則（2021 年 12 月 21 日）

53 本学則は、2021 年 12 月 21 日から施行する。

附則（2022 年 3 月 22 日）

54 本学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一の文学研究科博士前期課程履修要件につ

いては、現に在学している 2021 年度入学者まで遡及して適用し、2020 年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則（2024 年 3 月 26 日）

55 本学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、2024 年度入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。

附 則（2024 年 12 月 24 日）

56 本学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年 12 月 23 日）

57 本学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

①別表第一については 2026 年度入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。

②専攻新設（文学研究科歴史文化学専攻）に係る経過措置として、2026 年度については文学研究科の収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《2026 年度》

文学研究科		入学定員	収容定員
国文学専攻	博士前期課程	12 人	28 人
	博士後期課程	5 人	15 人
中国学専攻	博士前期課程	12 人	28 人
	博士後期課程	5 人	15 人
歴史文化学専攻	修士課程	8 人	8 人

附 則（2026 年 3 月 24 日）

58 本学則は、2026 年 3 月 24 日から施行する。

別表第一

文学研究科 博士前期課程 国文学専攻

授 業 科 目		単 位 数	備 考
国 文 学 科 講 座	古典文学講義 I A	2	
	古典文学講義 I B	2	
	古典文学講義 II A	2	
	古典文学講義 II B	2	
	古典文学講義 III A	2	
	古典文学講義 III B	2	
	古典文学講義 IV A	2	
	古典文学講義 IV B	2	
	古典文学講義 V A	2	
	古典文学講義 V B	2	
	古典文学講義 VI A	2	
	古典文学講義 VI B	2	
	古典文学講義 VII A	2	
	古典文学講義 VII B	2	
	古典文学講義 VIII A	2	
	古典文学講義 VIII B	2	
	古典文学講義 IX A	2	
	古典文学講義 IX B	2	
	古典文学講義 X A	2	
	古典文学講義 X B	2	
	古典文学講義 X I A	2	
	古典文学講義 X I B	2	
	古典文学講義 X II A	2	
	古典文学講義 X II B	2	
	古典文学講義 X III A	2	
	古典文学講義 X III B	2	
	古典文学講義 X IV A	2	
	古典文学講義 X IV B	2	
	古典文学講義 X V A	2	
	古典文学講義 X V B	2	
	古典文学講義 X VI A	2	
	古典文学講義 X VI B	2	
	近代文学講義 I A	2	
	近代文学講義 I B	2	
	近代文学講義 II A	2	
	近代文学講義 II B	2	
近代文学講義 III A	2		
近代文学講義 III B	2		
文芸理論講義 I A	2		
文芸理論講義 I B	2		

授 業 科 目		単 位 数	備 考		
国 文 学 科 講 座	講	文芸理論講義 II A	2		
	講	文芸理論講義 II B	2		
	義	比較文学講義 I A	2		
		比較文学講義 I B	2		
	科	比較文学講義 II A	2		
		比較文学講義 II B	2		
	目	国語科教育学	2		
		古典文学と国語教育	2		
		近代文学と国語教育	2		
	演 習	古典文学演習 I A	2		
		古典文学演習 I B	2		
		古典文学演習 II A	2		
		古典文学演習 II B	2		
		古典文学演習 III A	2		
		古典文学演習 III B	2		
		古典文学演習 IV A	2		
		古典文学演習 IV B	2		
		古典文学演習 V A	2		
		古典文学演習 V B	2		
		古典文学演習 VI A	2		
		古典文学演習 VI B	2		
		古典文学演習 VII A	2		
		古典文学演習 VII B	2		
		古典文学演習 VIII A	2		
		古典文学演習 VIII B	2		
		古典文学演習 IX A	2		
		古典文学演習 IX B	2		
		古典文学演習 X A	2		
		古典文学演習 X B	2		
		講 座	古典文学演習 X I A	2	
			古典文学演習 X I B	2	
			古典文学演習 X II A	2	
			古典文学演習 X II B	2	
	近代文学演習 I A		2		
	近代文学演習 I B		2		
	近代文学演習 II A	2			
近代文学演習 II B	2				
近代文学演習 III A	2				
近代文学演習 III B	2				
文芸理論演習 I A	2				
文芸理論演習 I B	2				
文芸理論演習 II A	2				

授 業 科 目		単 位 数	備 考
国 文 学 講 座	演 習 科 目	文芸理論演習ⅡB	2
		比較文学演習ⅠA	2
		比較文学演習ⅠB	2
		比較文学演習ⅡA	2
		比較文学演習ⅡB	2
日 本 語 学 講 義 科 目	講 義 科 目	日本語学講義ⅠA	2
		日本語学講義ⅠB	2
		日本語学講義ⅡA	2
		日本語学講義ⅡB	2
		日本語学講義ⅢA	2
		日本語学講義ⅢB	2
		日本語学講義ⅣA	2
		日本語学講義ⅣB	2
	演 習 科 目	日本語学演習ⅠA	2
		日本語学演習ⅠB	2
		日本語学演習ⅡA	2
		日本語学演習ⅡB	2
		日本語学演習ⅢA	2
		日本語学演習ⅢB	2
総 合 文 学 講 義 科 目	講 義 科 目	日本文学講義ⅠA	2
		日本文学講義ⅠB	2
		日本文学講義ⅡA	2
		日本文学講義ⅡB	2
		日本文学講義ⅢA	2
		日本文学講義ⅢB	2
		日本文学講義ⅣA	2
		日本文学講義ⅣB	2
		日本芸術芸能史講義ⅠA	2
		日本芸術芸能史講義ⅠB	2
	演 習 科 目	古文書学講義ⅠA	2
		古文書学講義ⅠB	2
		古文書学講義ⅡA	2
		古文書学講義ⅡB	2
		メディア学講義ⅠA	2
		メディア学講義ⅠB	2
		メディア学講義ⅡA	2
		メディア学講義ⅡB	2
		日本文学演習ⅠA	2
		日本文学演習ⅠB	2
日本文学演習ⅡA	2		

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
総 合 文 学 講 義 科 目	演 習 科 目	日本文学演習ⅡB	2	
		日本芸術芸能史演習ⅠA	2	
		日本芸術芸能史演習ⅠB	2	
		日本芸術芸能史演習ⅡA	2	
		日本芸術芸能史演習ⅡB	2	
		古文書学演習ⅠA	2	
		古文書学演習ⅠB	2	
		古文書学演習ⅡA	2	
		古文書学演習ⅡB	2	
		メディア学演習ⅠA	2	
		メディア学演習ⅠB	2	
		メディア学演習ⅡA	2	
		メディア学演習ⅡB	2	
		履 修 要 件	講 義 科 目	書道演習ⅠA
書道演習ⅠB	1			
書道演習ⅡA	1			
書道演習ⅡB	1			
講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には中国学専攻、歴史文化学専攻及び国際日本学専攻国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。				

文学研究科 博士前期課程 中国学専攻

授 業 科 目		単 位 数	備 考
中 国 学 講 義 科 目	講 義 科 目	中国文学講義①A	2
		中国文学講義①B	2
		中国文学講義②A	2
		中国文学講義②B	2
		中国思想講義①A	2
		中国思想講義①B	2
		中国思想講義②A	2
		中国思想講義②B	2
		中国思想講義③A	2
		中国思想講義③B	2
	演 習 科 目	中国思想講義④A	2
		中国思想講義④B	2
		中国語学講義①A	2
		中国語学講義①B	2
		中国語教育学	2
		中国文学演習①A	2
		中国文学演習①B	2
		中国文学演習②A	2
		中国文学演習②B	2
		中国学講座、日本漢学講座、総合文化学講座から各2科目以上選択必修 演習科目は2年間にわたって必修	

		授 業 科 目	単 位 数	備 考			
中 国 学 講 座	演 習 科 目	中国文学演習③A	2				
		中国文学演習③B	2				
		中国文学演習④A	2				
		中国文学演習④B	2				
		中国思想演習①A	2				
		中国思想演習①B	2				
		中国思想演習②A	2				
		中国思想演習②B	2				
		中国思想演習③A	2				
		中国思想演習③B	2				
		中国思想演習④A	2				
		中国思想演習④B	2				
		中国語学演習①A	2				
		中国語学演習①B	2				
		中国語学演習②A	2				
		中国語学演習②B	2				
		日 本 学 講 座	講 義 科 目		日本漢学講義①A	2	
					日本漢学講義①B	2	
日本漢学講義②A	2						
日本漢学講義②B	2						
日本漢学講義③A	2						
日本漢学講義③B	2						
日本漢学講義④A	2						
日本漢学講義④B	2						
日本文化学講義①A	2						
日本文化学講義①B	2						
日本文化学講義②A	2						
日本文化学講義②B	2						
日本文化学講義③A	2						
日本文化学講義③B	2						
日本文化学講義④A	2						
日本文化学講義④B	2						
漢文学（文学）と国語教育	2						
漢文学（思想）と国語教育	2						
演 習 科 目	演 習 科 目	日本漢学演習①A	2				
		日本漢学演習①B	2				
		日本漢学演習②A	2				
		日本漢学演習②B	2				
		日本文化学演習①A	2				
		日本文化学演習①B	2				
		日本文化学演習②A	2				
		日本文化学演習②B	2				

		授 業 科 目	単 位 数	備 考
總 合 文 化 学 講 座	講 義 科 目	中国文化学特殊講義①A	2	
		中国文化学特殊講義①B	2	
		中国文化学特殊講義②A	2	
		中国文化学特殊講義②B	2	
		中国文化学特殊講義③A	2	
		中国文化学特殊講義③B	2	
		中国文化学特殊講義④A	2	
		中国文化学特殊講義④B	2	
		日中比較文化学特殊講義①A	2	
		日中比較文化学特殊講義①B	2	
		日中比較文化学特殊講義②A	2	
		日中比較文化学特殊講義②B	2	
		日中比較文化学特殊講義③A	2	
		日中比較文化学特殊講義③B	2	
		日中比較文化学特殊講義④A	2	
		日中比較文化学特殊講義④B	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義①A	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義①B	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義②A	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義②B	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義③A	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義③B	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義④A	2	
		東アジア漢字文化圏比較特殊講義④B	2	
		日本語学講義A	2	
		日本語学講義B	2	
		書道教育学	2	
		日本文学講義①A	2	
		日本文学講義①B	2	
		日本文学講義②A	2	
		日本文学講義②B	2	
		日本文学講義③A	2	
		日本文学講義③B	2	
		演 習 科 目	演 習 科 目	
中国文化学演習①B	2			
中国文化学演習②A	2			
中国文化学演習②B	2			
中国文化学演習③A	2			
中国文化学演習③B	2			
中国文化学演習④A	2			
中国文化学演習④B	2			
日中比較文化学演習①A	2			

		授 業 科 目	単 位 数	備 考
総 合 文 学 化 学 講 座	演 習 科 目	日中比較文化学演習①B	2	
		日中比較文化学演習②A	2	
		日中比較文化学演習②B	2	
		日中比較文化学演習③A	2	
		日中比較文化学演習③B	2	
		日中比較文化学演習④A	2	
		日中比較文化学演習④B	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習①A	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習①B	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習②A	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習②B	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習③A	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習③B	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習④A	2	
		東アジア漢字文化圏比較演習④B	2	
		漢詩文実作演習①A	2	
		漢詩文実作演習①B	2	
		漢詩文実作演習②A	2	
		漢詩文実作演習②B	2	
		履 修 要 件		書道演習①A
書道演習①B	1			
書道演習②A	1			
書道演習②B	1			
中国学基礎演習①A	1			
中国学基礎演習①B	1			
中国学基礎演習②A	1			
中国学基礎演習②B	1			
講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻、歴史文化学専攻及び国際日本学 研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。				

文学研究科 修士課程 歴史文化学専攻

		授 業 科 目	単 位 数	備 考
日 本 歴 史 文 学 講 座	講 義 科 目	日本歴史文化学講義Ⅰ	2	
		日本歴史文化学講義Ⅱ	2	
		日本歴史文化学講義Ⅲ	2	
		日本歴史文化学講義Ⅳ	2	
		日本歴史文化学講義Ⅴ	2	
		日本歴史文化学講義Ⅵ	2	
	演 習 科 目	日本歴史文化学演習Ⅰ	2	
		日本歴史文化学演習Ⅱ	2	
		日本歴史文化学演習Ⅲ	2	

		授 業 科 目	単 位 数	備 考
日 本 歴 史 文 学 講 座	演 習 科 目	日本歴史文化学演習Ⅳ	2	
		日本歴史文化学演習Ⅴ	2	
		日本歴史文化学演習Ⅵ	2	
東 ア ジ ア 歴 史 文 学 講 座	講 義 科 目	東アジア歴史文化学講義Ⅰ	2	
		東アジア歴史文化学講義Ⅱ	2	
		東アジア歴史文化学講義Ⅲ	2	
		東アジア歴史文化学講義Ⅳ	2	
東 ア ジ ア 歴 史 文 学 講 座	演 習 科 目	東アジア歴史文化学演習Ⅰ	2	
		東アジア歴史文化学演習Ⅱ	2	
		東アジア歴史文化学演習Ⅲ	2	
		東アジア歴史文化学演習Ⅳ	2	
西 洋 歴 史 文 学 講 座	講 義 科 目	西洋歴史文化学講義Ⅰ	2	
		西洋歴史文化学講義Ⅱ	2	
		西洋歴史文化学講義Ⅲ	2	
		西洋歴史文化学講義Ⅳ	2	
西 洋 歴 史 文 学 講 座	演 習 科 目	西洋歴史文化学演習Ⅰ	2	
		西洋歴史文化学演習Ⅱ	2	
		西洋歴史文化学演習Ⅲ	2	
		西洋歴史文化学演習Ⅳ	2	
総 合 文 学 講 座	講 義 科 目	日本文化史特殊講義Ⅰ	2	
		日本文化史特殊講義Ⅱ	2	
		日本芸術芸能史講義ⅠA	2	
		日本芸術芸能史講義ⅠB	2	
		日本芸術芸能史講義ⅡA	2	
		日本芸術芸能史講義ⅡB	2	
		日本芸能史講義Ⅰ	2	
		日本芸能史講義Ⅱ	2	
		古文書学講義ⅠA	2	
		古文書学講義ⅠB	2	
		古文書学講義ⅡA	2	
		古文書学講義ⅡB	2	
		日本史科学講義Ⅰ	2	
		日本史科学講義Ⅱ	2	
	中国思想講義①A	2		
	中国思想講義①B	2		
	中国思想講義②A	2		
	中国思想講義②B	2		
	演 習 科 目	日本文化史特殊演習Ⅰ	2	
		日本文化史特殊演習Ⅱ	2	
日本芸術芸能史演習ⅠA		2		
日本芸術芸能史演習ⅠB		2		
日本芸術芸能史演習ⅡA		2		

授 業 科 目		単位数	備 考
総合文化学講座	演習科目	日本芸術芸能史演習ⅡB	2
		日本芸能史演習Ⅰ	2
		日本芸能史演習Ⅱ	2
		古文書学演習ⅠA	2
		古文書学演習ⅠB	2
		古文書学演習ⅡA	2
		古文書学演習ⅡB	2
		日本史料学演習Ⅰ	2
		日本史料学演習Ⅱ	2
		中国思想演習①A	2
		中国思想演習①B	2
		中国思想演習②A	2
		中国思想演習②B	2
		履 修 要 件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻、中国学専攻及び国際日本学研究所国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。

文学研究科 博士後期課程 国文学専攻

授 業 科 目		単位数	備 考
国 文 学 講 座	特 殊 講 義 科 目	古典文学特殊講義ⅠA	6科目12単位以上選択必修
		古典文学特殊講義ⅠB	
		古典文学特殊講義ⅡA	
		古典文学特殊講義ⅡB	
		古典文学特殊講義ⅢA	
		古典文学特殊講義ⅢB	
		古典文学特殊講義ⅣA	
		古典文学特殊講義ⅣB	
		古典文学特殊講義ⅤA	

授 業 科 目		単位数	備 考
国 文 学 講 座	特 殊 講 義 科 目	古典文学特殊講義ⅤB	2
		古典文学特殊講義ⅥA	2
		古典文学特殊講義ⅥB	2
		古典文学特殊講義ⅦA	2
		古典文学特殊講義ⅦB	2
		古典文学特殊講義ⅧA	2
		古典文学特殊講義ⅧB	2
		古典文学特殊講義ⅨA	2
		古典文学特殊講義ⅨB	2
		古典文学特殊講義ⅩA	2
		古典文学特殊講義ⅩB	2
		古典文学特殊講義ⅩⅠA	2
		古典文学特殊講義ⅩⅠB	2
		古典文学特殊講義ⅩⅡA	2
		古典文学特殊講義ⅩⅡB	2
		近代文学特殊講義ⅠA	2
		近代文学特殊講義ⅠB	2
		近代文学特殊講義ⅡA	2
		近代文学特殊講義ⅡB	2
		近代文学特殊講義ⅢA	2
		近代文学特殊講義ⅢB	2
		比較文学特殊講義ⅠA	2
		比較文学特殊講義ⅠB	2
		比較文学特殊講義ⅡA	2
		比較文学特殊講義ⅡB	2
		比較文学特殊講義ⅢA	2
		比較文学特殊講義ⅢB	2
		古典文学特殊演習ⅠA	2
		古典文学特殊演習ⅠB	2
		古典文学特殊演習ⅡA	2
		古典文学特殊演習ⅡB	2
		古典文学特殊演習ⅢA	2
古典文学特殊演習ⅢB	2		
古典文学特殊演習ⅣA	2		
古典文学特殊演習ⅣB	2		
古典文学特殊演習ⅤA	2		
古典文学特殊演習ⅤB	2		
古典文学特殊演習ⅥA	2		
古典文学特殊演習ⅥB	2		
古典文学特殊演習ⅦA	2		
古典文学特殊演習ⅦB	2		
古典文学特殊演習ⅧA	2		

授 業 科 目		単 位 数	備 考
国文学講座	特殊演習科目	古典文学特殊演習ⅧB	2
		古典文学特殊演習ⅨA	2
		古典文学特殊演習ⅨB	2
		古典文学特殊演習ⅩA	2
		古典文学特殊演習ⅩB	2
		古典文学特殊演習ⅩⅠA	2
		古典文学特殊演習ⅩⅠB	2
		古典文学特殊演習ⅩⅡA	2
		古典文学特殊演習ⅩⅡB	2
		近代文学特殊演習ⅠA	2
		近代文学特殊演習ⅠB	2
		近代文学特殊演習ⅡA	2
		近代文学特殊演習ⅡB	2
		近代文学特殊演習ⅢA	2
		近代文学特殊演習ⅢB	2
		比較文学特殊演習ⅠA	2
		比較文学特殊演習ⅠB	2
		比較文学特殊演習ⅡA	2
		比較文学特殊演習ⅡB	2
		比較文学特殊演習ⅢA	2
比較文学特殊演習ⅢB	2		
日本語学講座	特殊講義科目	日本語学特殊講義ⅠA	2
		日本語学特殊講義ⅠB	2
		日本語学特殊講義ⅡA	2
		日本語学特殊講義ⅡB	2
		日本語学特殊講義ⅢA	2
		日本語学特殊講義ⅢB	2
	特殊演習科目	日本語学特殊演習ⅠA	2
		日本語学特殊演習ⅠB	2
		日本語学特殊演習ⅡA	2
		日本語学特殊演習ⅡB	2
総合文化学講座	特殊講義科目	日本文化学特殊講義ⅠA	2
		日本文化学特殊講義ⅠB	2
		日本文化学特殊講義ⅡA	2
		日本文化学特殊講義ⅡB	2
		日本文化学特殊講義ⅢA	2
		日本文化学特殊講義ⅢB	2
特殊演習科目	日本文化学特殊演習ⅠA	2	
	日本文化学特殊演習ⅠB	2	
	日本文化学特殊演習ⅡA	2	

授 業 科 目		単 位 数	備 考
総合文化学講座	特殊演習科目	日本文化学特殊演習ⅡB	2
		日本文化学特殊演習ⅢA	2
		日本文化学特殊演習ⅢB	2

文学研究科 博士後期課程 中国学専攻

授 業 科 目		単 位 数	備 考
中国学	講義	中国文学特殊研究①A	2
		中国文学特殊研究①B	2
		中国文学特殊研究②A	2
		中国文学特殊研究②B	2
		中国文学特殊研究③A	2
		中国文学特殊研究③B	2
		中国思想特殊研究①A	2
		中国思想特殊研究①B	2
		中国思想特殊研究②A	2
		中国思想特殊研究②B	2
		中国思想特殊研究③A	2
		中国思想特殊研究③B	2
		中国思想研究①A	2
		中国思想研究①B	2
		中国思想研究②A	2
	中国思想研究②B	2	
	中国思想研究③A	2	
	中国思想研究③B	2	
	演習	中国文学特別演習①A	2
		中国文学特別演習①B	2
		中国文学特別演習②A	2
		中国文学特別演習②B	2
		中国文学特別演習③A	2
		中国文学特別演習③B	2
		中国思想特別演習①A	2
		中国思想特別演習①B	2
		中国思想特別演習②A	2
		中国思想特別演習②B	2
		中国思想特別演習③A	2
		中国思想特別演習③B	2

6科目12単位以上選択必修

		授 業 科 目	単 位 数	備 考			
中国学講座	演習科目	中国思想特別演習④A	2				
		中国思想特別演習④B	2				
		中国思想特別演習⑤A	2				
		中国思想特別演習⑤B	2				
		中国思想特別演習⑥A	2				
		中国思想特別演習⑥B	2				
		中国語学特別演習①A	2				
		中国語学特別演習①B	2				
		中国語学特別演習②A	2				
		中国語学特別演習②B	2				
		中国語学特別演習③A	2				
		中国語学特別演習③B	2				
		日本漢学	講義科目		日本漢学特殊研究①A	2	
					日本漢学特殊研究①B	2	
日本漢学特殊研究②A	2						
日本漢学特殊研究②B	2						
日本漢学特殊研究③A	2						
日本漢学特殊研究③B	2						
日本漢学特殊研究④A	2						
日本漢学特殊研究④B	2						
日本漢学特殊研究⑤A	2						
日本漢学特殊研究⑤B	2						
日本漢学特殊研究⑥A	2						
日本漢学特殊研究⑥B	2						
演習科目	日本漢学特別演習①A		2				
	日本漢学特別演習①B		2				
	日本漢学特別演習②A		2				
	日本漢学特別演習②B		2				
	日本漢学特別演習③A		2				
	日本漢学特別演習③B		2				
	科目		日本文化学特別演習①A	2			
			日本文化学特別演習①B	2			
			日本文化学特別演習②A	2			
			日本文化学特別演習②B	2			
			日本文化学特別演習③A	2			
			日本文化学特別演習③B	2			

		授 業 科 目	単 位 数	備 考	
総合文化演習講座	講義科目	中国文化学特殊研究①A	2		
		中国文化学特殊研究①B	2		
		中国文化学特殊研究②A	2		
		中国文化学特殊研究②B	2		
		中国文化学特殊研究③A	2		
		中国文化学特殊研究③B	2		
	演習科目	日中比較文化学特殊研究①A	2		
		日中比較文化学特殊研究①B	2		
		日中比較文化学特殊研究②A	2		
		日中比較文化学特殊研究②B	2		
		日中比較文化学特殊研究③A	2		
		日中比較文化学特殊研究③B	2		
	演習科目	東アジア漢字文化圏比較特殊研究①A	2		
		東アジア漢字文化圏比較特殊研究①B	2		
		東アジア漢字文化圏比較特殊研究②A	2		
		東アジア漢字文化圏比較特殊研究②B	2		
		東アジア漢字文化圏比較特殊研究③A	2		
		東アジア漢字文化圏比較特殊研究③B	2		
		演習科目	中国文化学特別演習①A		2
			中国文化学特別演習①B		2
			中国文化学特別演習②A		2
			中国文化学特別演習②B		2
			中国文化学特別演習③A		2
			中国文化学特別演習③B		2
	日中比較文化学特別演習①A		2		
	日中比較文化学特別演習①B		2		
	日中比較文化学特別演習②A		2		
	日中比較文化学特別演習②B		2		
	日中比較文化学特別演習③A		2		
	日中比較文化学特別演習③B		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習①A		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習①B		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習②A		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習②B		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習③A		2		
	東アジア漢字文化圏比較特別演習③B		2		

国際政治経済学研究科

修士課程 国際政治経済学専攻

区分	授業科目名	単位数	備考
国	国際政治論研究	2	
	比較政治論研究	2	
	政治外交史研究	2	
	政治思想史研究A	2	
	国際関係史研究A	2	
	東アジア国際関係史研究A	2	
	現代日本政治研究A	2	
	マクロ経済学研究A	2	
	ミクロ経済学研究A	2	
	経済史研究A	2	
	開発経済学研究A	2	
	国際金融論研究A	2	
	国際貿易論研究A	2	
	海外直接投資論研究A	2	
	現代企業法研究A	2	
	経営戦略論研究A	2	
	経営組織論研究A	2	
	会計学研究	2	
	マーケティング研究A	2	
	政	政治思想史研究B	2
国際関係史研究B		2	
東アジア国際関係史研究B		2	
現代日本政治研究B		2	
現代東アジアの国際政治		2	
現代ヨーロッパ研究		2	
現代アメリカ研究		2	
現代中国研究		2	
現代韓国研究		2	
現代東南アジア研究		2	
治	現代中東研究	2	
	現代ロシア研究	2	
	国際関係法研究	2	
	国際安全保障論研究	2	
	国際機構論研究	2	
	法学特殊研究I A	2	
	法学特殊研究I B	2	
	法学特殊研究II A	2	
	法学特殊研究II B	2	
	法学特殊研究III	2	
国際政治特殊研究I	2		
経	政治思想史研究B	2	
	国際関係史研究B	2	
	東アジア国際関係史研究B	2	
	現代日本政治研究B	2	
	現代東アジアの国際政治	2	
	現代ヨーロッパ研究	2	
	現代アメリカ研究	2	
	現代中国研究	2	
	現代韓国研究	2	
	現代東南アジア研究	2	
済	現代中東研究	2	
	現代ロシア研究	2	
	国際関係法研究	2	
	国際安全保障論研究	2	
	国際機構論研究	2	
	法学特殊研究I A	2	
	法学特殊研究I B	2	
	法学特殊研究II A	2	
	法学特殊研究II B	2	
	法学特殊研究III	2	
国際政治特殊研究I	2		
科	国際政治特殊研究I	2	
	国際政治特殊研究II	2	
	マクロ経済学研究B	2	
	ミクロ経済学研究B	2	
	経済史研究B	2	
	開発経済学研究B	2	
	国際金融論研究B	2	
	国際貿易論研究B	2	
	海外直接投資論研究B	2	
	現代企業法研究B	2	
国際訴訟法研究	2		
目	公共経済学研究	2	
	国際経営論研究	2	
	国際経済法研究	2	
	国際取引法研究	2	
	知的財産権法研究	2	
	現代日本経済分析	2	
	アジア企業論	2	
	日本企業の海外展開	2	
	国際経済特殊研究I	2	
	国際経済特殊研究II	2	
経営戦略論研究B	2		
経営組織論研究B	2		
企業財務研究	2		
マーケティング研究B	2		
研究指導I	2		
研究指導II	2		
履修要件	国際政治経済学研究科履修規程の定めるところにより、研究指導I・II 4単位を含め、30単位以上修得しなければならない。		

区分	授業科目名	単位数	備考
国際政治経済学	国際政治特殊研究II	2	
	マクロ経済学研究B	2	
	ミクロ経済学研究B	2	
	経済史研究B	2	
	開発経済学研究B	2	
	国際金融論研究B	2	
	国際貿易論研究B	2	
	海外直接投資論研究B	2	
	現代企業法研究B	2	
	国際訴訟法研究	2	
	公共経済学研究	2	
	国際経営論研究	2	
	国際経済法研究	2	
	国際取引法研究	2	
	知的財産権法研究	2	
	現代日本経済分析	2	
	アジア企業論	2	
	日本企業の海外展開	2	
	国際経済特殊研究I	2	
	国際経済特殊研究II	2	
経営戦略論研究B	2		
経営組織論研究B	2		
企業財務研究	2		
マーケティング研究B	2		
研究指導I	2		
研究指導II	2		
履修要件	国際政治経済学研究科履修規程の定めるところにより、研究指導I・II 4単位を含め、30単位以上修得しなければならない。		

国際日本学研究科
修士課程 国際日本学専攻

区分	授業科目名	単位数	備考	
文学・文化学講座	講義科目			
	日本芸能・文化論講義Ⅰ	2		
	日本芸能・文化論講義Ⅱ	2		
	日本芸能・文化論講義Ⅲ	2		
	日本芸能・文化論講義Ⅳ	2		
	比較文学文化論講義Ⅰ	2		
	比較文学文化論講義Ⅱ	2		
	比較文学文化論講義Ⅲ	2		
	比較文学文化論講義Ⅳ	2		
	比較文学文化論講義Ⅴ	2		
	比較文学文化論講義Ⅵ	2		
	比較芸術学講義Ⅰ	2		
	比較芸術学講義Ⅱ	2		
	文化人類学講義Ⅰ	2		
	文化人類学講義Ⅱ	2		
	国際日本学講義Ⅰ	2		
	国際日本学講義Ⅱ	2		
	国際日本学講義Ⅲ	2		
	国際日本学講義Ⅳ	2		
	演習科目			
国際日本学演習ⅠA	2			
国際日本学演習ⅠB	2			
国際日本学演習ⅡA	2			
国際日本学演習ⅡB	2			
メディア表現学講座	講義科目			
	メディア論講義Ⅰ	2		
	メディア論講義Ⅱ	2		
	表象文化論講義Ⅰ	2		
	表象文化論講義Ⅱ	2		
	表象文化論講義Ⅲ	2		
	表象文化論講義Ⅳ	2		
	情報文化論講義Ⅰ	2		
	情報文化論講義Ⅱ	2		
	演習科目			
	国際日本学演習ⅢA	2		
	国際日本学演習ⅢB	2		
国際日本学演習ⅣA	2			
国際日本学演習ⅣB	2			
社会文化論講座	講義科目			
	都市文化論講義Ⅰ	2		
	都市文化論講義Ⅱ	2		
	観光文化論講義Ⅰ	2		
	観光文化論講義Ⅱ	2		
	歴史社会論講義Ⅰ	2		
	歴史社会論講義Ⅱ	2		
	演習科目			
国際日本学演習ⅤA	2			
国際日本学演習ⅤB	2			
国際日本学演習ⅥA	2			
国際日本学演習ⅥB	2			
履修要件	講義科目26単位以上、演習科目4単位以上、計30単位以上修得しなければならない。 ただし、講義科目の単位には、文学研究科修士課程及び博士前期課程の講義科目の単位を8単位まで含めることができる。			

別表第二
修士課程及び博士前期課程

項目	金額	備考	
学生納付金	入学金	250,000円 本学出身者は無料とする	
	授業料	260,000円	春学期分
		260,000円	秋学期分
		520,000円	年 額
	施設費※1	50,000円	春学期分
		50,000円	秋学期分
		100,000円	年 額
	在籍料※2	50,000円	春学期分
		50,000円	秋学期分
		100,000円	年 額
入学検定料	35,000円		

※1 本学出身者は半額とする。
※2 休学者のみ納入する。

博士後期課程

項目	金額	備考	
学生納付金	入学金	250,000円 本学前期課程修了者は無料とする	
	授業料	260,000円	春学期分
		260,000円	秋学期分
		520,000円	年 額
	施設費※1	35,000円	春学期分
		35,000円	秋学期分
		70,000円	年 額
	在籍料※2	50,000円	春学期分
		50,000円	秋学期分
		100,000円	年 額
入学検定料	35,000円		

※1 本学前期課程修了者の施設費は、各学期分は15,000円、年額は30,000円とする。
※2 休学者のみ納入する。

別表第三

科目等履修生

科目等履修生登録料	10,000円
科目等履修料	1科目につき 60,000円

委託研修生

委託料	60,000円
-----	---------